

一部事務組合下北医療センター議会第116回定例会会議録

議事日程

平成23年3月23日（水曜日）午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 管理者運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 一般質問

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第2号 平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算
- (3) 議案第3号 平成23年度一部事務組合下北医療センター予算
- (4) 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	目時睦男	9番	宮野昭一
2番	千賀武由	10番	岩泉盛利
3番	富岡修	11番	花部悦男
4番	岡崎健吾	12番	伊勢田勉
5番	工藤孝夫	13番	八戸義之
7番	半田義秋	14番	能登勝彦
8番	山崎隆一	16番	工藤明道

欠席議員（2名）

6番	富岡幸夫	15番	宮川尚
----	------	-----	-----

出席説明員

管理者	宮下順一郎	むつ総合病院 総務課庶務係長	石橋秀治
副管理者	太田健一	むつ総合病院 企画財政課長補佐	吉田真
大間地区担当参事	菊池武利	国民健康保険 大間病院事務長	佐藤信彦
東通地区担当参事	吉澤俊弘	国民健康保険 川内診療所事務長	美濃邦彦
代表監査委員	小川照久	国民健康保険 野沢診療所長	山本信哉
むつ総合病院 事務局長	小川克弘	国民健康保険 民間診療所長	佐々木貞夫
事業本部 事務局長	川西彰	東通地区 診療所長	成田孝志
事業本部 事務局長	杉澤一徳	佐井地区 診療所長	中村正和
事業本部 事務局長	赤石拓詩	監査委員 局長	石田武男
むつ総合病院 理事	藤原昭	監査委員 参事	坂野幸三
むつ総合病院 理事	山口勝美	監査委員 参事	星久南
むつ総合病院 総務課長	光野義厚		

出席事務局職員

事業本部 事務副理事	飛内導明	事業本部 事務主事	柳田雄規
事業本部 事務主事	藤井剛	事業本部 事務主事	高橋征志

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（富岡 修） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第116回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富岡 修） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、1番目時睦男議員及び9番宮野昭一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（富岡 修） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 管理者運営方針

○議長（富岡 修） 次は、日程第3 管理者運営方針に入ります。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 一部事務組合下北医療センター議会第116回定例会の開会に当たり、平成23年度の組合運営に臨む所信を申し述べ、議員各位及び地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

運営方針の前に、このたびの震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災地の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

次に、組合における地震被害等についてご報告を申し上げたいと存じます。

各施設の被害状況等については、別紙のとおりであります。総体的には、大きな人的・物的被害はなかったものと受けとめております。

各施設共通の悩みとして、給食材料をはじめ、医薬品、診療材料、燃料等の不足がありますが、契約業者はもとより契約外の業者にも協力を要請し、必要量の確保に努めているところであります。

しかしながら、物流の停滞、製造工場の被災、被災地優先の物資輸送等の現状を考え合わせますと、当地域への一定の入荷のおくれにつきましては、やむを得ないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、改めて運営方針を申し述べさせていただきます。

まず、財政状況についてであります。平成19年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、財政状況が悪化している地方公共団体は、財政の「再生」または「早期健全化」が義務づけられたところであります。

このきっかけとなったのが夕張市の財政破綻であったことは、ご案内のとおりであります。

平成20年度決算に基づいた「財政再生団体」は夕張市のみで、「早期健全化団体」が5市11町5村となっており、県内では大鰐町が含まれており

ます。

一方、国の財政は地方財政に輪をかけて、危機的状況にあります。

財務省ホームページ「我が国の財政事情」によれば、国と地方の長期債務残高は、平成23年度末で891兆円程度になる見通しであり、このうち、地方が200兆円程度、国が692兆円程度で、対GDP比では184%に達し、先進国の中で最悪の水準となっております。

国の平成23年度一般会計当初予算は、収入総額92.4兆円のうち、税収が40.9兆円、借金が44.3兆円で、2年連続で借金が税収を上回っております。

一方、支出は、借金返済に充てられる費用の国債費が20兆5,000億円余りで、そのうち約10兆円は利払いが占めております。

この借金依存状態から抜け出すことは、容易ではありません。

なぜなら、経済成長が期待できない中で税収増は期待できず、一方、年金・医療・福祉など社会保障費の一定の伸びは避けられそうになく、かといって増税も社会保障費削減も国民の理解を得ることは困難だからであります。

次に、経営健全化についてであります。改めて申すまでもなく、下北医療センター最大の課題は、経営健全化であります。

昨年2月に策定いたしました経営健全化計画の確実な実行が、起債の許可条件となっておりますことから、一般会計と連携をとりながら、不良債務の解消に努めてまいり所存であります。

次に、医師不足についてであります。自治体病院の使命は、地域医療を確保し、地域住民の福祉の向上を図ることです。しかし、医師不足から、地域医療が崩壊の危機に瀕しております。

自治体病院の勤務医不足は、今に始まったことではありませんが、今日ほど厳しい状況はなかったと考えられます。

その最大の原因は、大学医学部の医師不足にあります。

医師臨床研修制度の導入により、地方の大学医学部自体が医師不足に陥ったことで、大学が自治体病院に医師供給ができないばかりか、医師の引き揚げが相次ぎ、中には銚子市立病院のように休止に追い込まれたケースもあります。

このような状況にあつて、むつ総合病院は、臨床研修教育病院としての取り組みや実績が評価され、来年度も1年次研修医7名が確保できる見通しであり、2年次研修医の8名を合わせますと、15名となる見込みであります。

現在、医療法上の医師充足率は満たしているものの、研修医を除くと100%を切る状況にあります。

一方、むつ総合病院の看護師不足も深刻となつており、平成18年8月に取得した「7対1」看護体制が、看護師不足により本年3月から「10対1」看護体制に逆戻りする事態となっております。

入院患者と看護師の配置割合が最も高い「7対1」看護体制に対しては、最高の診療報酬が与えられることから、大学病院をはじめ多くの大規模病院で100人単位に及ぶ採用を行い、入院収益アップを図っております。

「7対1」から「10対1」への後退により、入院収益が年間3億円程度減収となります。

昨年9月、議会の議決を得て、看護師等修学資金貸与制度を創設いたしました。効果があらわれるのは数年先であります。厳しい状況が続くと考えられますが、引き続きマンパワーの確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、組合組織改編についてであります。昨年も申しあげましたとおり、各施設の不良債務解消に一定のめどが立った時点で、組合の組織改編を行います。

計画どおり不良債務解消が進めば、平成25年度

から新組織に移行できるものと考えております。

具体的には、組合が運営する施設は、むつ総合病院のみとなり、その他の施設は、当該市町村へ移管となります。あわせて、むつ総合病院は、現在の地方公営企業法の「一部適用」から「全部適用」への移行を予定しております。

一方、市町村移管となる病院・診療所のうち、病院は「一部適用」のままですが、診療所については、組合設立前の状態、すなわち「法非適」に戻す予定であります。

この組合組織改編により、各施設に係る経営権限と経営責任が明確となり、各施設の経営健全化が促進されるものと考えております。

次に、施設整備についてであります。むつ総合病院の病棟建て替えについて本格的な検討に入りたいと考えております。

現病棟は、昭和52年8月の完成で築34年となっておりますが、現行耐震基準を満たしておらず、また、水回り設備の劣化が進んでおります。さらに、6人部屋がほとんどで、個室が少ないなど時代ニーズにマッチしない状況となっております。

建て替え時期につきましては、むつ総合病院及びむつ市の財政状況を勘案しながら判断する必要がありますことから、目安としてはこの先10年前後と考えられますが、この度の巨大地震を考えたとき、災害拠点病院としてのむつ総合病院の耐震化は急ぐ必要があるのではないかと考えております。

次に、モンスターペイシエント及びコンビニ受診についてであります。このことにつきましては、医療崩壊の一因ともなっておりますことから、昨年もその根絶を訴えたところでありますが、いまだ収まる気配がありません。

一例を申しますと、ある患者さんの家族が、大声を発したり、暴言を吐いたり、さらに深夜に携帯電話の着信音を鳴らし続けるといった、非常識

かつ威圧的振る舞いを繰り返し、業務に支障を来したりしております。

スタッフ、周囲の患者さんに動揺が広がることから、何かよい方法がないものかと思案しておりますが、なかなか対応が難しい問題であります。

モンスターペイシエントの攻撃にさらされた職員の中には、精神的ダメージから立ち直れず、病院を立ち去るケースも全国的に後を絶たず、医療現場では大きな問題となっております。

医療を守るためにも、このような迷惑行為を病院から無くしてまいりたいと考えております。

以上、平成23年度組合運営の所信の一端を申し述べましたが、私の任期も残すところ3カ月余となりました。

この4年間を振り返り、長いようで、あっという間に過ぎたというのが率直な感想であります。

月並みですが、地域医療確保の鍵は、医師招聘にあることを実感した次第であります。

昨年11月に開催いたしました「弘前大学医学部教授との懇談会」において『住民の行政に対するニーズには多様なものがあり、中でも「医療」ニーズは常に最上位にあると認識している。私ども首長は、地域医療をいかに守るかが最重要課題であり、また責務である』と申し上げました。

また、弘前大学のご理解とご協力が、下北の医療を守る上で不可欠であることを強く訴えました。

しかし、地域医療の確保には、もう一つ重要な要素があります。

それは、地域住民のご理解とご協力であります。

議員各位におかれましては、地域住民の代表として、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡 修） これで管理者の運営方針を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由 説明

○議長（富岡 修） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました3議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業取得可能期間を定める等の改正を行うためのものであります。なお、これにより、平成23年4月1日から、一定の要件を満たす非常勤職員についても育児休業及び部分休業が取得可能となります。

次に、議案第2号 平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。本案は事業費の確定及び決算見込みにより、事業本部事務局では、給与費の増額、むつ総合病院では薬品費、診療材料費の増額及び給与費の減額、川内診療所では入院収益の増額及び外来収益の減額、風間浦診療所では不良債務解消分として市町村補助金の増額、東通地区診療所では指定管理者への補助金確定による市町村負担金の減額をしておりますほか、むつ総合病院において新年度から開始する不妊治療を行う治療室を新設するための経費、大畑診療所において地デジ対応テレビ等の購入に要する経費を追加しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、

収入が121億3,585万7,000円、支出が117億3,519万円となり、また補正後の資本的収支の予定額は、収入が16億6,447万5,000円、支出が20億898万5,000円となります。

次に、議案第3号 平成23年度一部事務組合下北医療センター予算についてであります。まず業務の予定量についてご説明いたしますと、病床数は前年度と同じく702床としております。患者数は、入院患者数で年間16万918人、外来患者数で年間36万8,032人を見込んでおります。これを前年度当初予算と比較いたしますと、入院患者数で年間172人、0.1%の増、外来患者数で年間1,009人、0.3%の増となります。

主要な建設改良事業は、むつ総合病院では継続事業でありますメンタルヘルス科診療棟改築事業及び心臓カテーテル検査システムほか医療機器整備事業を、むつりハビリテーション病院では合併浄化槽改修事業、水道管改修事業及び室内エアコン設置事業を、川内診療所では歯科パノラマ診断装置整備事業を予定しております。

次に、収益的収入及び支出についてご説明いたしますと、収入は本部収益7,479万5,000円、病院事業収益121億9,733万9,000円の合計122億7,213万4,000円を計上し、支出は組合事務費である総係費7,479万5,000円、病院事業費用114億6,770万4,000円の合計115億4,249万9,000円を計上し、差し引き7億2,963万5,000円の純利益となる収支計画としております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますと、さきに述べました主要な建設改良事業のほかに、むつ総合病院及びむつりハビリテーション病院で器械備品及び車両の購入を、大間病院で器械備品の購入を予定しており、収入で18億2,526万5,000円を計上し、支出で22億794万5,000円を計上し、収入額が支出額に対し不足する額3億8,268万円は、当年度損益勘定留保資金

等で補てんすることとしております。

なお、むつ総合病院及びむつりハビリテーション病院に係る企業債について起債の目的、限度額等を定め、重要な資産の取得としてむつ総合病院メンタルヘルス科診療棟及び心臓カテーテル検査システムを定めております。

次に、報告第1号についてであります。本報告は平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院において平成21年8月18日に発生した採血による皮神経損傷の医療事故について、相手方と示談が成立し、損害賠償金の支払いに急を要したため、またむつ総合病院の平成2年度外来診療棟整備事業債に係る公的資金補償金免除繰上償還及び借換債のため、専決処分したものであります。

以上をもちまして上程されました3議案1報告について、その大要を御説明申し上げましたが、細部につきましては議事の進行に伴いまして、御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡 修） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時35分

○議長（富岡 修） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 一般質問

○議長（富岡 修） 次は、日程第5 一般質問を

行います。

◎工藤孝夫議員

○議長（富岡 修） 5番工藤孝夫議員の登壇を求めます。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） おはようございます。質問に入る前に、今月11日午後、国内史上未曾有の巨大地震によって奪われた多大な犠牲者への哀悼と、被災者に対して心からお見舞いを申し上げます。

それでは、第116回定例議会に当たり、通告に従い質問をいたします。

まず、原発の事故対策についてであります。今回引き起こされた福島原子力発電所事故の深刻な危機は、想定を超えた自然災害による不可抗力の事故ではなく、安全対策をなおざりにして原発をやみくもに推進してきたこれまでの原子力行政による人災であることは明らかであります。

安全神話につかり、批判的見解は敵視して、強引に推し進めてきた必然の結果だと言えなくもありません。今必要なことは、安全神話と決別して安全最優先の原子力行政に転換することです。そのためには、地震や津波に対する根本的見直しと全国の原発の総点検が求められています。また、原子力行政及び推進機関と規制機関を分離して抜本的強化を進める第三者機関の設置が求められます。こうしたことを実行しながら、原発に依存したエネルギー政策から自然エネルギーへの計画的な転換、低エネルギー社会への転換を目指す、こうした研究開発こそが今真に求められている教訓ではないのかとの思いを新たにしております。

今六ヶ所村の核燃、東通村の原発に加え、国内初と言われるフルMOX燃料を使用する大間原発も加わり、下北半島はまさに原発銀座化へと進ん

でいます。こうした中であって、下北郡民の命と健康を守る上で、下北医療センターが総合的及び専門的に果たす役割は大きなものがあります。今回の重大な原発事故をして、あらゆる情報の収集に努めつつ、起こり得る事故を想定して、万全の対応策を講じていくべきと考えます。安全神話に陥らず、原発災害につなげるべく、被ばく者治療を含めた対応策についてお尋ねいたします。

2点は、介護療養病床の削減問題に関してであります。厚生労働省は、介護療養病床を従来の方針に基づき、2006年の12万床から2010年までの5年間で約8万5,000床に減少したとされています。同時に、今年度中で廃止するとした方針は維持しつつ、新設は認めず、現存する病床は廃止期間を延期すると言われております。延長期間については、今後検討するとしつつ、3年ということも取り沙汰されているところであります。厚労省の計画どおりに進んだ場合、むつりハビリテーション病院の介護病床や入院患者の行方はどうなるのか、今後の患者の受け入れ態勢をどうなされるのか、対策方についてお尋ねいたします。

次に、乳幼児医療費給付についてお尋ねいたします。むつ市では、今議会において乳幼児の現物給付を決定いたしました。むつ総合病院では、夜間、救急で診察を受けた場合、保険証持参でも5,000円を預り金として徴収しております。乳幼児の現物給付が導入されたことから、この一部負担金を解消すべきだと思いますが、答弁を求めます。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（富岡 修） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、原発事故災害への対策についてであります。緊急被ばく医療体制については、青森県地域防災計画原子力編において、初期から

3次までの被ばく医療機関が指定されております。初期被ばく医療機関には、むつ総合病院をはじめ11カ所の病院、診療所が、2次被ばく医療機関には国立病院機構弘前病院、青森県立中央病院、八戸市立市民病院の3カ所が、3次被ばく医療機関には弘前大学医学部附属病院、放射線医学総合研究所、これは千葉市にありますけれども、この2カ所が指定されております。

初期被ばく医療機関では、原子力施設や救護所から搬送される被ばく患者等の救急処置、簡易な放射性物質を洗い落とす除染等を行うこととなっております。初期被ばく医療機関で対応が困難な患者等については、2次及び3次被ばく医療機関が対応することとなっております。また、むつ総合病院においては、財団法人原子力安全研究協会のご協力をいただき、平成22年10月には2日間にわたって緊急被ばく医療講演会及び実務セミナーを開催したほか、同年11月の青森県防災訓練の一環として東通原子力発電所での軽微な事故を想定し、放射線処置エリアの設定、傷病者の搬入、処置、搬出等に至る一連の訓練を実施し、医師、看護師、診療放射線技師等の被ばく医療に関する知識の習得、測定技術や処置能力の向上に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、介護療養病床の廃止に伴う対策についてであります。現在介護型療養病床を有する施設は、当医療センター内ではむつりハビリテーション病院のみで、120床のうち40床が介護型療養病床、80床が医療型療養病床となっております。議員ご案内のとおり、厚生労働省は平成23年度末と定めていた介護型療養病床約8万6,000床の廃止期限を6年延期し、平成29年度末とする介護保険法改正案を今国会に提出しております。

廃止を延期する理由は、介護型療養病床から他施設への転換が進んでおらず、早急に廃止すれば

受け入れ先が見つからない患者が介護難民となる懸念があるためとしております。今後7年間で老人保健施設などへの転換を促し、介護型療養病床の新設は認めないとしております。むつりハビリテーション病院の指定管理者であります社団法人むつ下北医師会としては、国の政策が目まぐるしく変わることから、その動向をしっかりと見きわめた上で対応したいということで伺っております。

次に、ご質問の3点目、乳幼児医療費給付に係るむつ総合病院の救急外来の一部負担金の廃止についてであります。むつ市の乳幼児医療費給付制度との関連質問であります。むつ市においては4月1日から乳幼児の保険診療に係る医療費の一部負担金を医療機関等に支払いしなくてもよい現物給付の方法に改正しております。むつ総合病院におきましても、他医療機関等と同様、むつ市乳幼児医療給付対象患者の一部負担金は、現物給付ということで、患者負担は生じないこととなります。

ただ、議員ご案内のとおり、むつ総合病院では平成15年6月から夜間の救急外来における未収金の発生を防止するために、預り金制度を導入しております。

また、平成8年4月1日の健康保険法の一部改正により、200床以上の病院の初診の場合、他の医療機関からの紹介がなく受診した場合、患者ご自身の判断で病院を選択したものとして、定められた医療費のほかに保険診療外である初診時選定療養費を徴収することが認められており、むつ総合病院でも同年4月1日から初診に係る初診時選定療養費をご負担いただいております。

ご質問の趣旨は十分理解できますが、夜間に受診された患者さんの場合には、初診時選定療養費の対象になるかどうかの確認がとれないため、預り金制度を廃止することは困難と判断しております。

すので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡 修） 5番工藤孝夫議員。

○5番（工藤孝夫） 原発災害に対するガイドラインは大体わかりました。今盛んに強調されている問題の中に、ヨウ素剤の配布ということが言われておりますけれども、この配置は今どうなっておりますか。

○議長（富岡 修） 事業本部事務局理事。

○事業本部事務局理事（川西 彰） ただいまのご質問に関しましては、以前にもセンター議会で実は一般質問がございまして、ヨウ素剤については、当地域におきましてはむつ保健所が保管しているということでございます。

以上です。

○議長（富岡 修） 5番工藤孝夫議員。

○5番（工藤孝夫） むつ保健所が保管しているということでありますけれども、以前に原発問題が発生した東海村、柏崎、ここでは防災区域内にある幼稚園だとか学校だとか、そういうところに配置しているということを伺っております。そういう方向に持っていくべきではないのかと思うのですが、これについてのご答弁をお願いいたします。

それから、質疑は3回だということを忘れておりましたので……

○議長（富岡 修） 何回でもいいですよ。事業本部事務局理事。

○事業本部事務局理事（川西 彰） ただいまの保管の関係でございまして、基本的にヨウ素剤につきましても、そもそもこれ自体が劇薬ということで、保管、保存方法について厳重に保管をすべきということもございまして、保健所での保管となっているということでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（富岡 修） 5番工藤孝夫議員。

○5番（工藤孝夫） その点も厳重に保管する立場からということもよくわかりますけれども、そう

いう災害が発生した場合に、直ちに保育所なり学校なりに持っていきける体制というのは十分確保できるというふうには踏んでいるとは思いますが、その点を確認しておきたいと思えます。

それから、介護病床の減少の問題ですけれども、6年後になるという答弁でありました。この点について若干お尋ねいたしますけれども、6年後ということが国の方針として定まっているということであれば、その6年後どうするのかということは今から議論しておかないとならない問題ではないのかなと。介護難民を出さないというためにも、そういうことはぜひ必要なのではないのかなということを考えるわけでありますけれども、この点についての考え方があるのかどうかお尋ねいたします。

それから、乳幼児医療費の現物給付の問題でありますけれども、せっかく市では窓口の現物給付ということは今議会で決定し、こぎつけたわけですから、預り金そのものをなくするという方策を検討したらいかがでしょうかということをお私に強調したいのです。

というのも、この預り金を取らないことでどれだけの損失が出るのかということもあるでしょうけれども、その辺をよく精査して、救急で来るわけですから、その点を今後検討するという考えはないのかどうか、この点もあわせてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（富岡 修） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） ヨウ素剤のお話でございますけれども、先ほど担当のほうからお話をいたしましたように、非常に取り扱いを厳重にしておかなければいけない薬剤であるというふうなことでございます。

そこで、早期に服用させるというふうなことの前に、例えば現在福島のほうで行われておりますように、10キロ圏内、20キロ圏内というふうな形

の避難をまずしてもらおうというふうなことが先になるわけでございます。大混乱の中で、そういうふうな薬品をしっかりとしたラインの中で配布をしなければ、さまざまな問題点が出てくるというふうには思慮されますので、しっかりとした機関の中で、保健所で保管をし、そしてドクター等の国の機関等からの指示に従ってそれを配布し、服用するというふうな流れになるものでございますので、そういうふうな事案が発生したからといってむやみやたらにこれを直ちに配布をするというふうなこと、やはりさまざまな識見をお持ちの方々、その部分においての判断になるわけでございますので、ご理解をいただきたいと、このように思えます。

それから、預り金をというふうなこと、この預り金制度を導入したというふうなことは、未収金がそういうふうなところで非常に発生をしてきたと。夜間の救急外来と、この部分において未収金が発生して、回収にさまざまな部分で、要するに経費もかかります。それから、労力もかかります。そういうふうな部分を排除して、病院の経営の部分において、しっかりとこれを保たなければいけないというふうな発想から、この制度がスタートしたわけでございますので、その部分は救急外来の方々には非常に心苦しいところがありますけれども、かつてそういうふうな形でその部分においての未収金が非常に増加してきたということでの対応としての措置の仕方でありますので、この部分もご理解をいただきたいと、このように思えます。

それ以外につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（富岡 修） 事業本部事務局理事。

○事業本部事務局理事（川西 彰） 介護関係のご質問でございますけれども、先ほど管理者答弁の中で国の政策が目まぐるしく変わっているという

ことをお話し申し上げたわけですがけれども、基本的に転換が進まないというその端的な理由が、国の政策がころころ変わるということで、将来どちらの方向を向いていいかわからないということで悩んでいるというのが介護の現場ですので、やはり国の動向を見きわめて対応したいというむつりハのほうの意向でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

- 議長（富岡 修） 5番工藤孝夫議員。
- 5番（工藤孝夫） 最後に、お願いです。乳幼児の現物給付の問題で、いろいろ答弁をお聞きいたしましたけれども、これは救急外来の場合であっても現物給付して預り金を取らないという方向で今後の検討課題にしてほしいというふうなことを強くお願いいたしますけれども、管理者お願いします。
- 議長（富岡 修） 管理者。
- 管理者（宮下順一郎） 先ほどお話をしましたように、そこのところの仕分けが現場としてはなかなか厳しい状況があるということで、あくまでも未収金の発生、これを何としても防止していかなければいけないと。未収金がどんどん、どんどんふえてきますと、仮にこれは性悪説の部分のお話になりますけれども、経営に非常に大きなしわ寄せが来るということでございます。
- 議長（富岡 修） 工藤孝夫議員。
- 5番（工藤孝夫） むつ市以外でも現物給付をやっている町村がありますよね。こういうところは、どういう対応をなさっているのでしょうか。
- 議長（富岡 修） 事業本部事務局理事。
- 事業本部事務局理事（川西 彰） ただいま医事課長のほうにも確認しましたがけれども、ちょっとその辺のところの確認は現段階ではとれていないということですので、後日お知らせいたしたいと思えます。よろしくお願いたします。
- 議長（富岡 修） これで工藤孝夫議員の一般質

問を終わります。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

- 議長（富岡 修） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第1号

- 議長（富岡 修） まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。5番工藤孝夫議員。

- 5番（工藤孝夫） 提案理由の中で一定の要件を満たす非常勤職員と、こうありますけれども、この一定の要件の中身をお知らせください。

- 議長（富岡 修） 事業本部事務局長。

- 事業本部事務局長（高坂志一） お答えいたします。

一定の要件ということでございますけれども、まずは育児休業をできない職員ということでございます。育児時間勤務している職員の業務を処理するために時間で採用された勤務職員ということと、あと臨時的に任用された職員というふうなことで、非常に育児休業がとれる職員のほうが多くなっているということで、とれない職員のほうはごくわずかということでご理解いただきたいと思えます。

- 議長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（富岡 修） 次は、議案第2号 平成22年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（富岡 修） 次は、議案第3号 平成23年度一部事務組合下北医療センター予算を議題といたします。

質疑ありませんか。1番目時陸男議員。

○1番（目時陸男） 23年度の予算について関連をするという立場から、3点について質問させていただきたいと思います。

1点目は、むつ病院に対するむつ市からの負担金が平成11年度から平成22年度末現在までの額として33億6,488万8,000円となっているわけであり、このむつ市からの負担金の未納の部分について、今後の納入見通しがどのようなになっているのか。また、その未納になっていることによって病院経営にどのような影響を及ぼしているのかについてお尋ねをしたいと思います。

2点目は、管理者からの23年度の運営方針の中でも触れているわけでありますが、看護基準が20年度から従来それ以前の10対1から7対1に変更して、そしてこの3月からまた元ざやにどうか、看護基準がまた10対1に戻ったというのか、そういうふうなことでの状況になっているわけであり、その背景についても、与える影響についても先ほどの運営方針の中で触れているわけであり、この看護基準が変更になったことによる病院経営に与える影響、触れている部分がありますが、具体的な内容も含めて、それとまた職員の労働条件にどう変化をしていくのか、こういう点についてお尋ねをしたいと思います。

3点目は、予算と関連するという立場からの質問であり、先ほど同僚議員の一般質問の中にもあるわけであり、今回の地震、津波による災害を経験をしながら、その中で福島原発が大変な状況に陥っていると。このようなことで日本列島、北から南まで震え上がらせているわけであり、そんな中で先ほど管理者からの答弁の中にもあるわけであり、今回の事故を経験する中で、この下北半島に原子力半島というのか、六ヶ所も入れると4つの原子力施設が立地をされている、また立地をしようとしている。こういう状況の中で住民の安全、安心を確保していくという立場から考えた場合に、危機管理に対する対応というものについて、住民の方々は多くの不安を抱えている、このような状況にあるだろうという認識をしているわけであり、

そういう状況の中で、今後青森県全体の中でも原子力施設がこのむつ下北に集中しているという状況等も鑑みた場合に、むつ病院が災害拠点病院に指定されているわけであり、例えば道路の問題、薬品の問題、電気の問題、また病院施設の建物の耐震状況等々、いろんな部分で考えた場合に、この拠点病院として、また放射能に汚染を

された場合の医療体制というか、こういう点も考え合わせたときに、これらの医療の危機管理に対する体制というものについて検証、見直しをする、このようなことがより求められているのではないかという認識をするわけであります。

そういう面で、この医療センター全体の問題等を含めて、県とも連携をしながら今後検討なり要請をしていくという考え方に立っているのかどうか、その辺について3点目お伺いをしたいと思います。

以上であります。

○議長（富岡 修） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 大きく3点のご質問のように承りました。

まず、1点目の33億数千万、この部分のむつ病院にとっての未収金、これはむつ市のほうでは債務負担行為を組んでおりますので、しっかりむつ市のほうでは計画的に支払われるものと、このように思うところであります。詳細につきましては、担当のほうからお話をいたします。

それから、看護基準の変更、この部分につきましては、先ほど運営方針だったでしょうか、その中でお話を申し上げましたとおり3億円の減収になってくると、これは経営にとりましては非常に大きなダメージ、非常に厳しい状況になるものと、このように認識しております。この部分も具体的には担当のほうからお話をさせますけれども、3億円の減収というふうなことは、繰り返し申し上げますけれども、経営にとっては非常に大きなダメージにつながってくるものというふうに見通しを立てております。

3点目の危機管理体制というふうなことの検証及び県との連携というふうなことでございますけれども、先般3月11日の大震災、これにつきましてはむつ市として災害対策本部を設置をいたしまして、むつ病院からも担当の者が来て、そしてさ

まざまな各関係機関、自衛隊、消防、警察というふうな形、そしてむつ病院というふうな形で対策本部を設置いたしました。その部分において、これからしっかりと検証していかなければいけない、さまざまな課題もあります。それらについてはしっかりと対応していかなければいけない、検証して対応策を講じていきたいと、このように思います。

県、国へのさまざまな形での要望活動、これからもやはりこの検証を踏まえて対策をとっていただくようお願いをしていかなければいけないものと、このように思っております。例えば目時議員お話しのように道路、インフラの部分、こういうふうなものもひっくるめまして、つまりこの前も先般こういうふうな物不足になって、私は数日前に知事のほうに要請活動をいたしました。青森市内、また八戸、弘前、その周辺ですと約10キロ程度のところである程度の物流というふうなものが済むわけでございますけれども、当市、当地域の場合においては、その拠点となるところから、青森から往復で200キロ、非常にガソリン等が不足すると、もう片道のガソリンしかないというふうな、そういうふうなもので物流がとまってしまふというふうな現状を訴えさせていただきました。今ようやく少しずつでありますけれども、落ちついてきているという報告もありますので、これらもひっくるめまして、災害に強い体制、災害に強いまちづくり、つまりそれは災害に強い医療体制、これにもよってくると、こういうふうに思いますので、今後、今回の大震災を受けての検証をさまざましつつ、そしてそれに対してどういふふうな対応策が必要なのかということもしっかりと国、県のほうに申し入れをさせていただきたい、このように思っております。

○議長（富岡 修） 事業本部事務局理事。

○事業本部事務局理事（川西 彰） むつ市からの

未収金の件でございますけれども、納入見直しはということでございます。

去るむつ市議会3月定例会において、市の財務部長のほうから川内、大畑、脇野沢、この3診療所の不良債務解消をまず優先すると、その後においてこの未収金のほうについては償還をしていくと、こういうことで答弁申し上げておるところでございます。

ちなみに、未収金につきましては、先ほど管理者のほうからもお話があったとおり、市の側において債務負担行為を設定済みであるということ、それから病院事業サイドにおきましては、未収金、未収債権でございます。ですから、当然流動資産ということで債権に分類されますので、経営的にそれがマイナスに影響するという性質のものではございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（富岡 修） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（高坂志一） 2点目の看護基準の変更の経過と病院経営への影響、さらには職員の労働条件という点についてお答えいたしたいと思えます。

まず、看護体制なのですけれども、入院病棟の看護職員が勤務している状態を指しております。7対1から10対1になったということでございます。これは平成21年、22年に東北厚生局によります施設基準等の適時調査、これが行われまして、その中で7対1看護体制の施設基準が2カ年続けて指摘されたという経緯があつてございます。

その内容につきましては、施設基準等が非常に厳しくなったということであります。まず、具体的に申しますと、入院している患者さんが検査、CTとかMRI等に地下のほうに出向きますけれども、その際看護師がついていきます。それから、入院している患者さんが透析をしているというこ

とで、今度は透析をするために2階のほうに移っていただくというふうなことが、その時間が削減されるというふうなことであります。

それから、病棟に勤務している看護師が会議等あつて病棟を離れますけれども、その時間帯も削除されるというふうなことで、非常に当初平成18年に始まった基準がかなり厳しさが増してきているというふうなことがあつております。

さらには、平成22年度、今年度中ですけれども、退職する看護師がすごく多くなったというふうなこともありまして、1月にいろいろ検討した結果、2月にこの7対1から10対1に看護体制を変更しようというふうなことで、東北厚生局のほうに届け出をしたという経緯があつてございます。

それから、2つ目の看護体制が変わることによって患者への影響はということでございますけれども、各病棟の看護師が不足した分、看護助手、これを現在病棟のほうに配置しております。これからさらに各病棟において不足する場合、看護助手で対応していくと。もちろん看護助手は看護師の資格はありませんので、看護師のあればできないのですけれども、あくまでも看護師をフォローをすると、補助をするというふうな意味で配置しております。

それから、3点目の経営に関する影響はどうかということでございますけれども、これは年間3億円の減収となります。現在この減収につきましては、院内で各会議等を開催しまして、1月からその対策をとつてございます。今後とも実行が非常に求められるということで、具体的には今後さらに詰めていく必要があるというふうにしてございます。

それから、4つ目の職員の労働条件でございますが、これは労働条件が変わらないというふうな考えております。むしろ休暇等がとれる環境になってきたというふうなことで理解しておりますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（富岡 修） 1 番目時睦男議員。

○1 番（目時睦男） ありがとうございます。1 点目のむつ市からの負担金の未納の部分については、鋭意今後努力をして納入方を積極的に働きかけていただきたい。我々もそのような立場の中で努力をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

2 点目の看護基準が変わった中で3 億円減収になる、そのようなことでの見通しも明らかになったわけでありましたが、大変病院経営には大きな部分だろうという認識をするわけであります。

それで再度お伺ひしますが、この3 億円の減収見込みの部分について、経営的な部分の中でどのような23年度の対応策を考えているのかをお聞きをしたいと思ひます。

それと、この看護基準の中では、大きくは3 つがあるようであります。看護の実質配置、看護師の比率、それに平均在院日数、この3 つを評価の上で7 対1 での看護基準を定めることができると、このようなことを、実質的には入院患者7 人に対して1 人の看護師を配置をする。看護師の比率が70%以上だと、平均の在院日数が19日以内であると、このようなことをクリアしていくとか、クリアできるようなことで評価の中で7 対1 に基準改正がされたと、このようなことで理解をするわけでありますが、そういう中で先ほども事務局長の答弁の中でもあります、多くの看護師が募集をしたけれども、応募者が少なかった、採用者が少なかったということが10対1 にせざるを得ない大きな要因のかなという思いをせざるを得ないわけであります。

そういう中で、このむつ病院を中心として看護師の方に勤務をしていただくというような状況をつくる中では、労働条件の改善というものについ

ても1 つは私はあるだろうと。賃金だけではなくて、例えばこれまで私も前に一般質問でも取り上げさせていただいたわけでありましたが、年次有給休暇もなかなか取得できないとか、そういうふうな職場環境も、応募者が少ないとか、その要因の一つにもなっているのかなという感じを持つわけであります。それぞれスタッフの中で日常の労働条件とか、職場環境とか、そういう面では努力をしていただいていると思ひますが、今後の具体的な対応策があればお聞きをしたいと思ひます。

3 つ目であります。先ほど管理者のほうから前向きな答弁をいただきました。特に今日の新聞報道にもありますが、大間の議会の中で特にライフラインとか、災害時の道路、避難道路、これが確保されていない、そういう中で北通り3 町村でもいろんな動きがあるようでありますし、そういう点を見た場合に、特にこの下北半島は三方が海に囲まれて、そういう状況で災害が起きた場合には海を渡る以外に一方の道路しか当てにすることができない、このようなことで相当厳しい環境の中にあるだろうと私は思うわけであります。その面も含めて、先ほどの管理者の答弁を具体的にむつ下北全体の災害時の対応とか、危機管理について、力こぶを入れた対応を期待をしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

先ほどの2 点目の考えについて再度お知らせ願えればと思ひます。

○議長（富岡 修） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（高坂志一） 具体的な3 億円の見通しというふうなことでございますけれども、まず収益のほう、これは入院収益を今現在平均日数で1 日当たり379人となっております。1 日入院している患者数が379人。ですから、目標が経営健全化で395人となっておりますので、よりそれに近づけていただくというふうなこと

で、ベッドを活用していただくことによって約1億1,500万円ぐらいの収益を見込めるというふうなことで考えております。

それから、亜急性期加算ということで、主に30日以上のお患者さんに当たって、そういう長期にわたってのベッドを用意しております。2階とか4階、合わせて10床確保しております。そういう患者さんを一般病棟からそっちの亜急性期になりますと、在院日数の関係の軽減というふうなこともありまして、そちらのほうの収益で約1,000万円のカウントを考えております。

それから、退院患者数がすごく金曜日に集中しておりますので、これらの患者、家族といろいろな相談をしながら、今後土日に振り向けた形でベッドの活用をしていただくというふうなことを考えております。

それから、医師事務補助ということで、ドクターの秘書の関係で今現在8人配置しておりますけれども、これを倍の16人にすると、8名プラス16人にするという加算で考えております。これらを全部合計いたしますと約1億8,100万円の収益のカウントができると見込んでおります。

それから、費用でございますけれども、薬品費とか診療材料費、これらは合わせると年間で約23億円になります。こういう1%をいろいろ業者と協議をしながら、その削減について今検討しております。

それから、経費のほうですけれども、医療機器の保守料でございます。メンテナンスの関係です。この関係も契約を実際しておりますけれども、再度会社のほうと協議をして、例えば年間2回から4回のメンテナンスを考えておりますけれども、その検討をしていただくというふうな経費です。

それから、あとは予算編成の中で減額した経費があります。それらを合算いたしますと、費用のほうでは1億4,100万円になりまして、収益、費

用を合わせますと約3億2,000万の今のところの収益で、あるいは費用での削減を検討しております。

先ほど申し上げましたけれども、この実行が非常に大事になるというふうなことで考えておりますので、個別に今後、もう既に始まっていますけれども、いろいろ削減について先生方と協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の労働条件でございますけれども、目時議員ご存じのとおり休暇の取得率も大分上がってきております。あとは、昨年修学資金の貸与制度というふうなこともいろいろ相談をしながら、それだけでなく、各学校を回りながらいろいろさらに連携を深めるというふうなことで環境整備に努めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（富岡 修） 1 番目時睦男議員。

○1 番（目時睦男） 最後1点だけ、質問ではなくて要望であります。

いろいろ職員の体制を確立をするというか、そういう面で、さきの議会で提案がありましたが、看護師の修学金制度、大変私はタイムリーな制度だなど、このように認識をしているわけですが、しかしこれについても一丁前のというか、むつ病院で看護師として働いていただけるのが3年なり年数がかかるわけです。学校を卒業してからというようなことになるわけですが、そういう面では、この間厳しい状況が続くと思っておりますが、現在の看護師の方々を中心にした労働条件の改善という部分について、より一層努力をしていただくことを希望しながら要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。8

番山崎隆一議員。

○8番(山崎隆一) ちょっと今看護師の関係で関連質問なのですが、この制度が先ほど管理者が言ったように昨年9月に議会で議決されて、それで卒業して、恐らくはこの制度を利用するという人があるのかなのか、何名申し込みしているのか、その辺をお聞きいたしたいと思います。

○議長(富岡 修) むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長(高坂志一) 山崎議員のご質問にお答えいたします。

平成22年度は公募した結果、16人の公募がっております。4月に入りまして23年度の公募をこれから進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(富岡 修) 山崎隆一議員。

○8番(山崎隆一) 23年度のはまだやっていないということですか。そうですか、わかりました。

○議長(富岡 修) ほかに質疑ありませんか。13番八戸義之議員。

○13番(八戸義之) 運営方針にありました組合組織改編についてお尋ねします。

不良債務解消が進めば、平成25年度から新組織に移行するという、こういうことでございますけれども、北通り3カ町村はそうすると拠点病院は大間病院と、こうなります。そういった場合、現在は下北医療センターで医師の確保をしておりますけれども、これはどうなるのか。

また、先ほどの話でありますけれども、私も任期が4月いっぱいでございますので、なかなかその場になって発言する機会がございませんので、あえて今この点についてまずお尋ねをしたいと、このように思います。

○議長(富岡 修) 事業本部事務局理事。

○事業本部事務局理事(川西 彰) ただいまの八戸議員のご質問でございますけれども、これまで

も運営方針等でご説明した経緯があるのですけれども、当センターの運営の実態につきましては組合の設立当初から組合の管理者が所在の施設の医療施設については当該町村長、副管理者ですね、この方々に経営権限を委任しているという経緯がございます。

ですから、表面上は確かに経営、人事、医師確保等、組合として一元的になされているかのように思われがちですが、実際のところは管理者の権限を副管理者に委任しているということで発足以来現在に至っておりますので、基本的には医師確保は当該副管理者がなさっているということでございます。ご理解願います。

○議長(富岡 修) 八戸義之議員。

○13番(八戸義之) そうしますと、現在むつ病院から派遣されております医師も、そういう感覚でやるということなのでしょうか。これは、そういうふうな担保されるということなのでしょうか。この辺をはっきりしておかないと、各自自治体で運営するということになると、住民そのものはなかなかそういう気持ちになれないわけです。ですから、明確にそういった点は打ち出して、ひとつ移行する場合は、当然町村長もおりますけれども、そういった人たちの連携があると思っておりますけれども、事前にそういったものはきちんと伝えておかないと、なかなか理解が得られないのではないかと思いますので、こういう点は明確にさせていただきたいと、このように思います。

その点について、はっきりしたご答弁であれば私はそれで納得しますけれども、ぜひそうしていただきたいと、このように思います。

○議長(富岡 修) 事業本部事務局理事。

○事業本部事務局理事(高坂志一) 八戸議員のご質問にお答えいたします。

むつ総合病院との医療連携ということでの質問であったと思っておりますけれども、今の応援体制は組

織が改編になりましても変わらないということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（富岡 修） 事業本部事務局理事。

○事業本部事務局理事（川西 彰） 若干補足させていただきます。

ご存じかと思うのですが、青森県が平成15年9月に自治体病院機能再編成計画というものを策定いたしまして、この中で当地域の場合は下北医療センターの中のむつ総合病院が中核病院と、その他の病院がいわばサテライト施設ということでの医療連携はもう当時から打ち出されておりますので、当然ドクターのそういうやりとりにつきましては自治体病院の再編成計画に基づいて従来どおり医療連携がなされると、こういうことをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。2番千賀武由議員。

○2番（千賀武由） 運営方針の中で医師不足についてちょっとお聞きしたいのですが、これは管理者が見えておりますけれども、かねてよりこれは懸案でございました脳神経外科医の常駐の件でございます。これは、むつ市はもとより下北各町村の問題でもございまして、現在どのような現況になっているのか、これからの見通しはどうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（富岡 修） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 脳外の先生につきましては、院長先生を中心として今懸命に確保に向かって頑張っているというふうなところでございます。

○議長（富岡 修） 2番千賀武由議員。

○2番（千賀武由） そのご努力、ぜひとも実現するよう望みますので、よろしく願いいたします。

○議長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。7

番半田義秋議員。

○7番（半田義秋） 運営方針を見ますと、新年度も7人ほどの新研修医が来るということですね。そして、1、2年合わせると15名という体制になるということで、医療法上の医師充足率は満たしている。研修医であろうと、これは先生ですので、充足率は満たしているものと思いますけれども、院長先生にお聞きしたいのですが、1年次の研修医が4月に来ますと、正規の普通の先生が研修医の面倒を当然見るわけですね。そうすると、医者が人数は多いけれども、結局普通の先生が診ていると同じなわけですね、2人で診ますので。そこで何人まで、1年次は当然研修医として正規の先生が面倒見るのでしょうか。そこをお聞きします。

○議長（富岡 修） むつ総合病院長。

○むつ総合病院長（小川克弘） お答えいたします。

現時点では1年目、来年度4月から7名という予定です。これは卒業したばかりですので、医師免許は持っていますけれども、実際の臨床経験はまだまだ未熟ということで、1年目のドクターに対してどういうふうになっているかということ、できれば2年目のドクターがつくと、その上にさらに上級医、ないしは指導医、指導医というのは臨床経験7年以上のある程度中堅クラスの先生がついて、今まで学生時代は臨床に全く携わっていないわけではないので、訓練は受けてきていますけれども、責任を持って診る立場に今度はなりますので、いつも言っていることは、肩越しに見ながら遠からず、近くに寄らずにその人の力を伸ばしてやるということを基本にしております。

実際の診療に当たって、これまでも大きな間違いはありませんし、これはそういう形で先輩のドクターがついていきますので、受ける側、患者さんにしてみれば、ちょっと頼りないと感じるかもし

れませんけれども、現実はそうではないと。

もう一つは、2年目になった今1年目の先生方ですけれども、1年間研修すると、かなり成長します。見違えるほどたくましくなります。さらに、それを上級医ないし指導医が見ています。研修病院を行ういいところといいですか、それはご存じだと思いますけれども、人に教えるということは自分が非常に成長することであり、また今まで何となくといいですか、従来どおりのやり方が、教えるということで自分のいろんなものを整理して理解が深まるということは、上級医、指導医の質が格段に上がります、そういう若い先生を教えるということで、それが病院の質向上につながるということです。それを我々も期待していますし、そのことによって住民の人たちも非常にしっかりした医療を受けられるというふうなことに繋がっていていると思います。

以上です。

○議長（富岡 修） 7番半田義秋議員。

○7番（半田義秋） 今院長先生の話聞いて、やっぱり研修制度をむつ病院がやって、お互いによかったなど、そのように感じました。

ところで、院長先生は医師確保及び研修医をむつ病院にとどめ置くという大変努力をしていると私は認識しておりますけれども、この制度になってから四、五年になりますけれども、今まで研修医をむつ病院に慰留したというか、残った人はどのくらいの数おりますでしょうか。

○議長（富岡 修） むつ総合病院長。

○むつ総合病院長（小川克弘） 始まってからずっと残っているドクターは今はおりません。この制度は2年以上ということになっていまして、初期研修、むつ総合病院では2年間。3年目、4年目まで残ったドクターはおりますが、その後弘前大学のほうに行くと。それから、逆にここで1期生で修了したドクターが今むつ総合病院で活躍され

ているというふうな状況になっております。

ちなみに、23年度は今研修している研修医2人残ります。そんなような状況で、3年目、4年目までここに残っていたドクターが今までのところは弘前大学の特別な科に、整形外科とか、そういう診療科に行くというのは、やっぱりそれはそれぞれ自分の専門性をさらに高めたいというふうなことで行っております。弘前大学とは少なくともそういう循環ができていますので、ここで修了したドクターが非常に力をつけて、新しいこういう教育を受けて、訓練を受けてまた戻ってくるというふうな循環ができつつあるというのが現状であります。

以上です。

○議長（富岡 修） 7番半田義秋議員。

○7番（半田義秋） 院長先生には下北のために医師、研修医をなるべく一人でも多くとどめ置くとか、そういう努力を今後ともひとつよろしくお願い申し上げまして質問を終わります。

○議長（富岡 修） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（富岡 修） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡 修） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡 修） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（富岡 修） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第116回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時40分